

問題1. ワッセナー・アレンジメント（WA）は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている。

問題2. 中華人民共和国は、すべての国際輸出管理レジームに参加している。

問題3. 外為法第1条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し（A）の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。（A）には、必要最小限が入る。

問題4. 4つの国際輸出管理レジームは、各々ホームページを持っており、規制リストを英文で公開しているので、海外メーカーから購入した製品の該非を問い合わせる場合の参考になる。

問題5. 外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」は、居住者に限られ、非居住者は含まれない。

問題6. 米国から日本に出張してきた米国人に、日本国内でリスト規制該当貨物を販売すると、その時点で輸出とみなされる。

問題7. 大阪にある貿易会社Xの甲営業課長はタンク  $\alpha$  が輸出令別表第1の3の項（2）に該当することを知らなかったので、輸出許可なく、中国にあるメーカーYに輸出した。この場合、貿易会社Xは、外為法違反に問われることはない。

問題8. 輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物という意味である。

問題9. 本邦にある貿易会社Xは、来月、ベアリングとバルブを米国にある子会社Yに輸出する予定である。輸出令別表第1の1から15の項までの政令の規定を確認したが、ベアリングとバルブの文言はなかった。この場合、ベアリングとバルブはリスト規制非該当と判断できる。

問題10. 地震の救援のため、ロボットや材料を海外の子会社向けに緊急に輸出する場合は、リスト規制該当貨物がその中にあっても、輸出許可は不要である。

- 問題1 1. 輸出令別表第1の3の項（2）に該当するポンプ1台（総価額4万円）を本邦から英國に輸出する場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 問題1 2. 東京にあるメーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（総価額700万円）を米国にある軍事関連メーカーYに輸出する予定である。用途は通常兵器である戦車の制御に使用される場合、メーカーXは、輸出後、経済産業大臣に報告をすればよい。
- 問題1 3. 海外の展示会にリスト規制に該当する貨物を出品し、展示会が終われば日本へ積み戻しを行うことを前提とした輸出をする場合、輸出許可は不要である。
- 問題1 4. 経済産業大臣に届け出る輸出管理内部規程は、外為法等遵守事項をすべて含む必要があるが、外為法等遵守事項は組織の基本方針として、「外為法を始めとする輸出関連法規（輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制を含む。）の遵守を明確に定め、届出者の責任において、これを周知徹底し、かつ、実行すること。」を求めている。
- 問題1 5. 外為法は、輸出等を業とする者に輸出管理内部規程を経済産業省に届け出ることを義務付けている。
- 問題1 6. 来日して1ヶ月の英国人の大学院留学生Xは、非居住者として取り扱われるが、来日して6ヶ月以上のタイ人の大学院留学生Yは、居住者として取り扱われる。
- 問題1 7. 本邦にある大学の教授が、海外の講演会でリスト規制に該当する技術について講演をする際、不特定多数の者が聴講可能であれば、役務取引許可は不要である。
- 問題1 8. 東京のメーカーXの上席研究員の甲は、開発中のリスト規制に該当する新しい炭素繊維素材の試作品ができたので、たまたまニューヨークに出張中の上司である研究所長乙に、毎週行っている業務報告として、製造手順のノウハウを記録したファイル（リスト規制該当技術）を電子メールで送る場合、役務取引許可は不要である。なお、乙は、このファイルの技術内容を第三者に提供することはない。

- 問題 19. 東京にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項に該当するセンサー $\alpha$ をアメリカにあるメーカーYより購入し、フランスにあるメーカーZに売却する予定である。当該センサー $\alpha$ はメーカーYからメーカーZに納期とコストの観点から直接輸出されるが、この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可が必要である。
- 問題 20. 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の16の項に該当する合金を中国のメーカーYに輸出する際、用途は「航続距離が300キロメートルを超えるロケット」の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
- 問題 21. 本邦の大学生Xは輸出令別表第1の6の項に該当するロボット（価格1,000万円）を無許可で中国の軍事関連企業に輸出した。懲役刑が科される場合、外為法第69条の6第1項により、7年以下の懲役に処される。
- 問題 22. 輸出許可又は役務取引許可の申請は、株式会社の場合、代表取締役社長以外の者に委任したり、代理人に依頼することは認められていない。
- 問題 23. 大阪にある貿易会社Xは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Yから、輸出令別表第1の16の項に該当する家庭用エアコン（10台）の注文を受けた。この場合、用途が民生用途であることが確認できれば、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- 問題 24. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の適用可能なリスト規制該当貨物をカナダに輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。
- 問題 25. 外為法等遵守事項の出荷管理では、出荷する貨物が書類に記載された内容と同一のものであることを確認する必要がある。

**2020年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第46回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3の地域（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までに該当する貨物（技術）をいう。